［２～12　略］	［２～12　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

九　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～168　略］		
169	削除	
［170～219　略］		
2　放送業務用伝搬障害防止区域		
1	削除	
［２～６　略］		

［３・４　略］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～168　同左］		
169	(1)　新潟県村上市大字松山字水林63番地１　(100.50) (2)　新潟県村上市佐々木字大坪1034番地４　(54.30)	北緯38度12分33秒東経139度27分08秒の地点と北緯38度07分43秒東経139度27分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［170～219　同左］		
2　［同左］		
1	(1)　北海道室蘭市山手町１丁目３番50号　(38.30) (2)　北海道室蘭市清水町１丁目47番１号　(197.30)	北緯42度18分59秒東経140度58分38秒の地点と北緯42度19分17秒東経140度57分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［２～６　同左］		

［３・４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。